免許申請に必要な書類について（薬剤師）

【新規免許申請】※2026年10月1日から、申請様式が改正されています。
2026年10月26日からオンラインによる新規申請が可能となりました。
オンライン申請方法及び必要書類、新様式については、厚生労働省ホームページ
「薬剤師免許の申請手続き等について（https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakuzaishi/menkyo.html）」
をご覧ください。

①薬剤師免許申請書　　注）合格番号・氏名・本籍地を原本照合するので合格証書の原本を持参すること

②診断書（発行から１ヶ月以内のもの）

③個人番号カード（マイナンバーカード）の券面（両面）のコピー

※マイナンバーカードのコピーを持参しない場合（申請に個人番号を使用しない場合）

戸籍謄（抄）本又は住民票の写し（※１）（発行から６ヶ月以内のもの）

④収入印紙　３０，０００円

⑤（任意）官製はがき（登録済証明書用）　※登録済証明はオンライン発行を推奨

【名簿訂正・書換交付申請】　※名簿訂正のみ申請する場合は、②、⑤、⑦は提出不要

①薬剤師名簿訂正申請書

②薬剤師免許証書換交付申請書

③遅延理由書（※２）

④変更事項を証する戸籍謄（抄）本（※３）（発行から６ヶ月以内のもの）

⑤薬剤師免許証（書換のため原本を添付）

⑥収入印紙　（名簿訂正：１，０００円・書換交付：２，７５０円）

⑦（任意）官製はがき（登録済証明書用）　※登録済証明はオンライン発行を推奨

【免許証再交付申請】

①薬剤師免許証再交付申請書

②戸籍謄（抄）本（※３）または住民票の写し（※１）（発行から６ヶ月以内のもの）

③薬剤師免許証（毀損の場合）　紛失の場合は免許証の写しがあれば添付

④（※４）罹災証明書

⑤紛失・毀損に関する調査・意見書（申請窓口で作成、罹災証明書がある場合は不要）

⑥収入印紙　２，７５０円

⑦（任意）官製はがき（登録済証明書用）　※登録済証明はオンライン発行を推奨

【名簿消除申請】

①薬剤師名簿登録消除申請書（※５）

②死亡又は失踪の事実が確認できる書類（死亡診断書、戸籍謄（抄）本、失踪宣言を証する書類等（コピー可））

③遅延理由書（※６）

④薬剤師免許証

⑤（死亡又は失踪以外の理由のみ）登録消除申請に関する調査及び意見書（申請窓口で作成）

※１　住民票は本籍地の記載がされており、かつ、マイナンバーの記載がないものとする。
合格証書の氏名・本籍地と異なる場合は住民票は不可。
受験票提出後に婚姻等で氏名・本籍地に変更が生じた場合も、その歴を確認するため住民票は不可。

※２　変更事由発生の翌日から３０日を過ぎた場合に必要。

※３　名簿訂正と書換交付、再交付を同時に申請する場合は、戸籍謄（抄）本の添付は１通で差し支えない。

※４　被災により免許証を紛失した場合

※５　死亡又は失踪の理由とそれ以外の理由で、申請様式が異なるので注意。

※６　死亡又は失踪の宣告の日の翌日から３０日を過ぎた場合のみ必要。